想定される最大規模の高潮に対する避難対策業務委託
公募型プロポーザル実施要項

1　目的

本書は、想定される最大規模の高潮に対する避難対策業務を委託するにあたり、受注者を選定するために、必要な事項を定める。なお、本業務は、受注者の高度な創造性、技術力、専門的な技術（知識）又は経験等に基づくノウハウ等により履行内容や履行方法に顕著な差異が生じ、受注者によって履行内容や履行方法が異なることから、仕様書等で具体的に業務内容を定めることが困難であり、価格による競争に適さないため、企画提案方式により受注者の選考を行う。

2　委託業務の概要

（１）委託業務名　想定される最大規模の高潮に対する避難対策業務委託

（２）業 務 内 容　別紙１「想定される最大規模の高潮に対する避難対策業務委託　基本仕様書」のとおり

（３）委 託 期 間　契約締結の翌日から令和９年３月３１日まで

（４）委託限度額　20,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

【委託限度額内訳】

・避難計画　上限 10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

・啓発動画　上限 10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※仕様書に掲げる業務以外の自由提案事項に関しても、上記の委託限度額の範囲内で提案すること。

（５）支払条件　受注者は、業務完了後の千葉市による完了検査後、委託料の支払いを請求できる。千葉市は、支払請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

3　事業者の要件

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当せず、次のいずれにも該当しない者。

なお、複数の事業者により構成された共同企業体による場合、一企画提案参加申込者の代表企業又は構成員が、他の企画提案参加申込者の代表企業又は構成員になること及び単独での企画提案参加申込者になることはできない。

（１）法人格を有していない者

（２）行政機関から指名停止を受けている期間中の者

（３）手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

（４）企画提案参加申込日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

（５）会社更生法（昭和14年法律第154号）の更生手続開始により、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

（６）民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てにより、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

（７）債務不履行により所有する資産に対し、仮差押え命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者

（８）千葉市内において都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

（９）法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

（10）千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

（11）過去 10 年間における類似事業の受託実績がない者

4　企画提案の手続き等

（１）スケジュール

①公　募　開　始　日　令和８年４月 15 日（水）

②質 問 受 付 締 切 日　令和８年４月 21 日（火）

③質　問　回　答　日　令和８年４月 23 日（木）

④企画提案参加申込締切日　令和８年４月 30 日（木）
⑤資 格 審 査 結 果 通 知　令和８年５月７日（木）
⑥企画提案書の提出締切日　令和８年５月８日（金）
⑦選 定 委 員 会 開 催　令和８年５月 13 日（水）
⑧選 定 結 果 通 知　令和８年５月 14 日（木）

（２）質問の受付

ア 質問方法

本実施要項及び仕様書等に関する質問は、質問書（様式第１号）により作成し、以下電子メールアドレス宛に提出すること。電子メールの送信後は、必ず電話により受信確認すること。

イ 受付期限

令和８年4月21日（火）13時

ウ 送付先

千葉市総合政策局危機管理部危機管理課
電子メールアドレス：kikikanri.POCR@city.chiba.lg.jp

エ 回答

質問への回答は、令和８年4月23日（木）17時までに千葉市ホームページに掲載する。
なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

（３）企画提案参加申込書の提出

ア 提出書類

（ア）企画提案参加申込書及び業務実績調書（様式第３号）
（イ）誓約書（様式第４号）
共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての誓約書を提出すること

【参加資格確認書類】

（ウ）登記事項証明書（履行事項全部証明書）
（エ）印鑑証明書（代表者印）
（オ）・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）
・県税に未納がないことの証明書（第４０号様式その２）
・市町村民税又は特別区民税の納税証明書又は滞納無証明書
※千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者は、参加資格確認書類のうち、上記「（ウ）登記事項証明書」及び「（エ）印鑑証明書」のみ提出とすること。
※（ウ）から（オ）に記載する各書類の発行日は申請日から３カ月以内であること

イ 提出期限

令和８年4月30日（木）17時

ウ 提出先

〒260-8722　千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市役所高層棟３階　千葉市総合政策局危機管理部危機管理課（担当：茅原）

エ 提出方法

持参の場合、土、日及び休日を除く９時から17時まで受け付ける。
郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

オ その他

参加申込後に企画提案を辞退する場合は、参加辞退届出書（任意書式）を持参又は郵送で提出のこと。

なお、参加辞退届出書には、次の必須項目を記載すること。

※必須項目：日付、商号又は名称、代表者氏名（代表者印を押印すること）、辞退理由

（４）企画提案書の提出

ア 提出書類

（ア）企画提案書表紙（様式第６号）

（イ）会社概要書及び業務実績調書（様式第７号）

※会社概要書については様式第７号の内容が記載されている会社案内パンフレットでも可（共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての会社概要を記載すること）

※業務実績調書については過去10年間における類似調査事業を記載すること（共同企業体の場合は代表企業、構成員どちらの業務実績を記載しても構わない）

※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付すること

（ウ）業務経費見積書（様式第８号）

※「避難計画の策定業務」と「啓発動画の作成業務」のそれぞれについて、業務ごとの見積額が判別できるよう区分して記載すること。

また、見積書の項目（内訳）をできるだけ詳細に分類して記載すること

（エ）企画提案概要書（様式第９号）

※仕様書を熟読し、本実施要項「５ 事業者の選考」記載の審査の着目点別に内容を記載すること

（オ）企画提案書（Microsoft Power Pointによるものとする）

※表紙と目次を除いた総スライド枚数を原則30ページ以内とすること

啓発動画のイメージを説明するために、絵コンテや提案者が作成したサンプル動画を用いてもよい。

なお、絵コンテは総スライド枚数30ページに含めるものとする。

（カ）共同企業体等一覧表（様式第10号）

※共同企業体の場合のみ提出すること

（キ）委任状（共同企業体等）（様式11号）

※共同企業体の場合のみ提出すること

イ 提出にあたっての留意事項

様式第８号、様式第９号及び企画提案書（任意様式）の副本については、企画提案参加申込者（共同企業体の場合は構成員を含む）が判明・特定できる表現（社名やロゴ等）を一切使用しないこととする（連携・協力事業者等は除く）。

ウ 提出期限

令和８年５月８日（金）17時まで

持参の場合、土、日及び休日を除く９時から17時まで受付

郵送の場合は、受付期間に必着のこと。

エ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市役所（新庁舎）高層棟３階 千葉市総合政策局危機管理部

危機管理課（担当：茅原）

オ 提出方法

上記「提出書類」の内容を記載した所定又は任意の様式を、書面資料と電子データで以下のとおり提出すること。

（ア）書面資料

様式第８号、様式第９号及び企画提案書（任意様式）については、書面にて正本１部、副本 10 部を

作成、その他の提出書類については、書面にて１部作成の上、提出先まで郵送若しくは持参にて提出すること。

（イ）電子データ

電子データ（Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式又は PDF 形式）を電子メール（kikikanri.POCR@city.chiba.lg.jp）にて提出すること。

なお、電子データの大きさが 10MB を超える場合は、提出方法について、事前に相談すること。

（5）プレゼンテーション

ア 日時

令和８年5月13日（水）

※開始時間等は、後日電子メールで報告します。

イ 場所

千葉市本庁舎で実施予定。

※詳細は、後日電子メールで報告します。

ウ 内容

提出した企画提案書等について、25分以内で説明すること。

その後、企画提案書等の内容及び審査基準に沿った質疑応答を 25 分程度実施。（計 50 分程度を想定）

エ 出席者

業務実施責任者（必須）及び業務担当者の計３名まで

オ 備品等

使用する備品は、すべて提案者にて用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、マイク及びコンセントは千葉市にて用意する。

カ その他

千葉市情報公開条例第７条第１項第５号の規定に基づき、プレゼンテーションは非公開とする。

（６）優先交渉権者の公表

ア 通知日

令和８年5月14日（木）

イ 通知方法

企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知し、千葉市ホームページで公表。

5 事業者の選考

（１）事業者の選考

千葉市の設置する選定委員会の審査員が、提出された提出書類及び別途実施するプレゼンテーション及びヒアリングをもとに、審査基準に基づいて、選考する。

（２）審査基準

選定にかかる審査対象項目と審査基準は次のとおりとする。

【審査項目及び配点（１００点満点）】

審査項目 【配点】		審査の着目点 ※様式第９号企画提案概要書 記載事項
1 業務実施能力【15 点】		
（１）	事業実績 【5】	他自治体において、高潮避難計画等の避難計画の策定や３D 都市モデルを使用したシミュレーション等の作成及び動画作成実績を有しているか。

審査項目 【配点】		審査の着目点 ※様式第９号企画提案概要書 記載事項
（２）	実施体制 【5】	適切な人員が配置され、事業の確実な実施、運営が見込めるものとなっているか。
（３）	実施工程 【5】	本業務を期間内に完了できる、実現可能性のある工程が記載されているか。
２　避難計画の策定【35 点】		
（１）	方針理解及び内容 【25】	本市が令和７年５月に公表した「想定最大規模の高潮における避難について」における基本方針（早期避難、分散避難等）を理解し、同方針を踏まえた内容となっているか。
（２）	市民への意見聴取 【5】	明確かつわかりやすく、市民の意向を高潮避難計画に反映させる内容となっているか。 また、回答率を高めるための工夫を行っているか。
（３）	マニュアルの策定 【5】	事務対応マニュアルの内容が、台風発生前から浸水後まで一連の事務対応が円滑にできる内容になっているか。
３　啓発動画の作成【35 点】		
（１）	全体構成及び内容 【20】	高潮の特性や危険性が全年齢にわかりやすい構成及び内容となっているか。
（２）	３Ｄ都市モデル 【10】	３Ｄ都市モデルを使用した時系列の浸水シミュレーションを、効果的に動画に活用しているか。
（３）	防災・減災に係る啓発 【5】	本市が令和７年５月に公表した「想定最大規模の高潮における避難について」における基本方針を踏まえ、市民の早期避難、分散避難、命を守るための事前の備え等を促進する内容となっているか。
４　その他の提案【15 点】		
（１）	その他の提案 【１５】	独自の提案について、具体的かつ効果的な提案がなされているか。

※「１　業務実施能力（２）実施体制」については、実施体制図（総括責任者、業務実施責任者等の組織体制図）、「１　業務実施能力（３）実施工程」については、工程表を添付し提案すること。

（３）優先交渉権者・次点者の決定方法

ア　最高得点の提案者に優先交渉権者と決定し、その次に得点の多い提案者を次点者とする。

イ　本業務の企画提案を行う者が１者の場合も、審査を実施する。

ウ　委員全員の合計点が６割以上に達したものを選定の対象とする。

エ　審査の結果、合計点が同点になった場合は、見積金額の低い提案を選定する。

オ　審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。

６　契約

（１）契約の締結

ア　選考により最高得点の提案者を優先交渉権者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議、合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約を締結する。

イ　アの交渉が不成立の場合は、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、詳細な業務の内容及び契約条件について協議、合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約を締結する。

（２）留意事項

ア　契約にあたっては、契約書を２通作成し、各１通を保有する。

イ　契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は、免除とする。

ウ　業務の一部を第三者に委託する際は、事前に千葉市に対し通知すること。

エ　委託料の支払いは、原則として業務完了検査後一括払いとする。

オ　著作権は、仕様書記載のとおりとする。

（３）守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

7　失格事項

企画提案参加申込者が、次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

（１）事業者要件を満たさない場合

（２）本実施要項を順守しない場合

（３）企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合

（４）企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合

（５）企画提案書等の提出書類が、仕様書に示された条件に適合しない場合

（６）提出された業務経費見積書が、委託料上限を超過している場合

（７）審査の公平性を害する行為があった場合

（８）前各号までに定めるもののほか、提案にあたり著しく審議の公平性に反する行為があった場合

8　その他

（１）企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とする。

（２）提出された企画提案書等は、選定結果にかかわらず返却しない。

（３）企画提案書等は、千葉市情報公開条例（平成１２年市条例第５２号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選考期間中は、同条例第７条第１項第６号の規定に基づき、開示の対象としない。

（４）企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

（５）その他、業務遂行上発生した問題等については、千葉市と受注者の協議のうえ、対応を決定することとする。

（６）下記スケジュールイメージに記載の項目等について、スケジュールを作成すること。

【スケジュールイメージ】

		令和８年												令和９年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
共通	公募～契約															
	準備															
	資料収集・整理															
避難計画	避難計画の検討															
	計画・マニュアル素案の作成															
	市民への意見聴取															
	有識者会議の運営補助															
	計画・マニュアルの納品															
啓発動画	仕様・企画の検討															
	高潮浸水状況の可視化															
	３D都市モデルのオープンデータ化															
	啓発動画の編集															
	啓発動画の納品															

※なお、公募～契約、有識者会議の運営補助、計画・マニュアルの納品、啓発動画の納品については、上記に記載の項目のうち、色が塗られている期間を標準のスケジュールとすること。